平成２５年（フ）第７００号
横浜市南区別所中里台５番６号　ヒルズ中里台201
債務者　立崎　浩司
1　決定年月日時　平成25年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始中更正

平成２４年（フ）第３１０号
山梨県南アルプス市芦安芦倉824番地
破産者　株式会社伊東組
1　主文　当裁判所が平成24年10月15日午前11時30分になした破産手続開始決定中、破産者の代表者につき「代表者取締役」とあるのを「代表者代表取締役」と更正する。
2　決定年月日　平成25年４月26日
甲府地方裁判所民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第７号
神奈川県三浦郡葉山町一色2499番地
破産者　株式会社アンフィニグローバル
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１１号
神奈川県横須賀市秋谷１丁目13番１―315号
破産者　有限会社エムエス企画
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第４４２号
静岡県沼津市足高尾上441番地の117
破産者　農事組合法人きのこ村
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１３６号
愛知県一宮市緑１丁目５番６号
破産者　加藤　　晋
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１１１号
佐賀県佐賀市神野東４丁目７番15号103
破産者　有限会社ディー・ディー
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５３号
佐賀県小城市三日月町織島2863番地１
破産者　有限会社リースキン佐賀
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９１６号
千葉県船橋市北本町２丁目66番20号
破産者　石川工業株式会社
1　決定年月日　平成25年５月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３２２号
金沢市清川町４―７　コーポ白寿35号室、住民票上の住所石川県珠洲市上戸町北方９字111番地、従前の住所金沢市中央通町２―８
破産者　源　　崇
1　決定年月日　平成25年５月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６０９号
岐阜市早田東町１丁目46番地
破産者　大野　　誠
1　決定年月日　平成25年５月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２９７号
岐阜市日光町６丁目12番地２、開始決定時の住民票上の住所岐阜市宮北町15番地２
破産者　河村　正彦
1　決定年月日　平成25年５月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第６６号
静岡県袋井市宇刈203番地の８
破産者　株式会社エクセル・ハート
1　決定年月日　平成25年５月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第８７号
栃木県小山市大字飯塚1573番地
破産者　松川　惠子
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第８号
神奈川県三浦郡葉山町一色2499番地
破産者　笠井　裕子
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２４号
静岡県富士宮市小泉2332番地の１　カーサＡ202、前住所静岡県沼津市高島町25番21号カルペディエム402
破産者　兼坂　秀一
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２６７号
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄463番地１
破産者　松枝　　滿
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３３号
佐賀県佐賀市新栄東４丁目１番１号　ハイツ清本201、申立時の住所佐賀県佐賀市新栄東２丁目２番10―601号
破産者　精巧テックこと　中原　　聖
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３２号
秋田県にかほ市三森字浜田160番地
破産者　佐藤　政志
1　決定年月日　平成25年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第３９号
熊本県宇土市境目町535番地７
破産者　渡辺　幸明
1　決定年月日　平成25年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係